

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1 月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 4 号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第 3 条 法第63条第 1 項（法第86条第 4 項、第92条第 4 項、第96条第 4 項及び第100条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、<u>設立認可申請書（様式第 1 号）</u>に<u>次の各号に掲げる書類を添えて</u>、知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）若しくは地方振興局長（大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。）の長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 役員選挙録<u>（様式第 1 号の 2）</u>、役員選挙投票録<u>（様式第 1 号の 3）</u>及び役員選挙開票録<u>（様式第 1 号の 4）</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第 3 条 法第63条第 1 項（法第86条第 4 項、第92条第 4 項、第96条第 4 項及び第100条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて</u>、知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）若しくは地方振興局長（大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。）の長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>別に定める様式による役員選挙録、役員選挙投票録及び役員選挙開票録</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第 4 条 法第48条第 2 項（法第86条第 2 項、第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、<u>定款変更認可申請書（様式第 2 号）</u>に<u>次に掲げる書類を添えて</u>、知事等又は所管する地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第 4 条 法第48条第 2 項（法第86条第 2 項、第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて</u>、知事等又は所管する地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>7 法第48条第 4 項（法第86条第 2 項、第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、<u>定款変更届（様式第 2 号の 2）</u>に<u>次に掲げる書類を添えて</u>、知事等又は局長に提出しなければならない。</p>	<p>7 法第48条第 4 項（法第86条第 2 項、第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、<u>別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて</u>、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 定款の変更の理由を記載した書類</u></p> <p><u>(2) 定款の新旧条文の対照表</u></p>

(国債等募集取扱事業等の認可申請等)

第4条の2 法第11条第6項(法第87条第7項、第93条第5項及び第97条第6項において準用する場合を含む。)

の規定により法第11条第3項第5号、第87条第4項第5号、第93条第2項第5号及び第97条第3項第5号の事業のうち募集の取扱いの事業(以下「国債等募集取扱事業」という。)の認可を申請しようとするときは、国債等募集取扱事業認可申請書(様式第2号の3)に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 当該事業の内容及び方法を記載した書類
- (3) 最近の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 当該事業を行うことについての議決を行った理事会の議事録の抄本
- (5) 当該事業に係る経理方針を記載した書類
- (6) 組織、分掌及び職務権限に関する規程の抄本
- (7) 当該事業の担当役職員一覧
- (8) 定款の抄本

2 法第11条第7項(法第87条第8項、第93条第6項及び第97条第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により法第11条第4項、第87条第5項、第93条第3項及び第97条第4項の事業(以下「国債等売買等事業」という。)の認可を申請しようとするときは、国債等売買等事業認可申請書(様式第2号の4)に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 当該事業の内容及び方法を記載した書類
- (3) 最近の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 当該事業を行うことについての議決を行った理事会の議事録の抄本
- (5) 当該事業に係る経理方針を記載した書類
- (6) 組織、分掌及び職務権限に関する規程の抄本
- (7) 当該事業の担当役職員一覧
- (8) 定款の抄本

3 法第11条第7項の規定により国債等売買等事業の内容及び方法の変更の認可を申請しようとするときは、国債等売買等事業変更認可申請書(様式第2号の5)に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 理事会の議事録の抄本

第4条の2 削除

(3) 変更に係る信用事業方法書又は関連規程等の新旧  
条文の対照表

(信託事業の認可申請等)

第4条の3 法第11条第8項(法第87条第9項、第93条第

7項及び第97条第8項において準用する場合を含む。次  
項において同じ。)の規定により法第11条第5項、第87  
条第6項、第93条第4項及び第97条第5項の事業(以下  
「信託事業」という。)の認可を申請しようとするとき  
は、信託事業認可申請書(様式第2号の6)に次に掲げ  
る書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 当該事業の種類及び方法を記載した書類

(3) 最近の貸借対照表及び損益計算書

(4) 当該事業を行うことについての議決を行った理事  
会の議事録の抄本

(5) 当該事業に係る経理方針を記載した書類

(6) 組織、分掌及び職務権限に関する規程の抄本

(7) 当該事業の担当役職員一覧

(8) 定款の抄本

2 法第11条第8項の規定により信託業務の種類又は方法

の変更の認可を申請しようとするときは、信託事業変更  
認可申請書(様式第2号の7)に次に掲げる書類を添え  
て、知事等に提出しなければならない。

(1) 変更理由書

(2) 理事会の議事録の抄本

(3) 変更に係る信用事業方法書又は関連規程等の新旧  
条文の対照表

(4) 前事業年度の信託事業実績書及び申請時の信託契  
約保有高

(5) 信託事業計画書

(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の4 法第11条の2第1項(法第92条第1項におい  
て準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の  
認可を申請しようとするときは、資源管理規程設定認可  
申請書(様式第2号の8)に次に掲げる書類を添えて、  
知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用す  
る場合を含む。)の規定により資源管理規程の変更の認  
可を申請しようとするときは、資源管理規程変更認可申  
請書(様式第2号の9)に次に掲げる書類を添えて、知

第4条の3 削除

(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の4 法第11条の2第1項(法第92条第1項におい  
て準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の  
認可を申請しようとするときは、別に定める様式による  
資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添え  
て、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用す  
る場合を含む。)の規定により資源管理規程の変更の認  
可を申請しようとするときは、別に定める様式による資  
源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、

事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、資源管理規程廃止届（様式第2号の10）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

（信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）

第4条の5 法第11条の4第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、信用事業規程設定認可申請書（様式第2号の11）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、信用事業規程変更認可申請書（様式第2号の12）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、信用事業規程廃止認可申請書（様式第2号の13）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の4第4項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、信用事業規程変更届（様式第2号の14）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（貸付限度額の特例の認可申請）

第4条の6 法第11条の5（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとする

知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、別に定める様式による資源管理規程廃止届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

（信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）

第4条の5 法第11条の4第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の4第4項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（貸付限度額の特例の認可申請）

第4条の6 法第11条の5（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとする

るときは、貸付特例認可申請書（様式第2号の15）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

（信用供与等限度額の特例の承認申請）

第4条の7 法第11条の8第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、信用供与等特例承認申請書（様式第2号の16）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請）

第4条の8 法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の認可を申請しようとするときは、共済規程設定認可申請書（様式第2号の17）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、共済規程変更認可申請書（様式第2号の18）に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の議決を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

（1）～（6） [略]

3 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、共済規程廃止認可申請書（様式第2号の19）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、信用事業譲渡認可申請書（様式第2号の20）に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

るときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

（信用供与等限度額の特例の承認申請）

第4条の7 法第11条の8第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請）

第4条の8 法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の議決を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

（1）～（6） [略]

3 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、信用事業譲受け認可申請書(様式第2号の21)に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業譲渡届(様式第2号の22)に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の3第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、共済事業譲渡(共済契約移転)届(様式第2号の23)に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 譲渡することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは法第54条の3第3項において準用する法第54条第2項の手続を経たことを証する書類

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項又は第91条の2第2項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散決議認可申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事等又は局長(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとする

(1)～(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡(共済契約移転)届に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 譲渡することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは法第54条の4第3項において準用する法第54条第2項の手続を経たことを証する書類

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項又は第91条の2第2項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとする

きは、合併認可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条（法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、新設合併認可申請書（様式第5号）に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に各号に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

（監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請）

第6条の2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の認可を申請しようとするときは、監査規程設定認可申請書（様式第5号の2）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、監査規程変更認可申請書（様式第5号の3）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、監査規程廃止認可申請書（様式第5号の4）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（権利義務の包括承継の認可申請）

第6条の3 法第91条の3第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、包括承継認可申請書（様式第5号の5）に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（行政庁に対する請求）

第7条 組合員その他の利害関係人が法第43条第1項（法

きは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条（法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

（監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請）

第6条の2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（権利義務の包括承継の認可申請）

第6条の3 法第91条の3第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（行政庁に対する請求）

第7条 組合員その他の利害関係人が法第43条第1項（法

第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により仮理事の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、仮理事選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書(様式第5号の6)を知事等に提出しなければならない。

2 組合員が法第123条第1項の規定により、業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(様式第6号)を知事等に提出しなければならない。

3 組合員(準組合員及び準会員を除く。)が法第125条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第7号)を知事等に提出しなければならない。

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 [略]

2 法第47条の4(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、総会招集届(様式第8号)を知事等又は局長に提出しなければならない。

3 法第47条の4第2項(法第92条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、総会招集届(様式第9号)を知事等又は局長に提出しなければならない。

4 組合は、総会又は総代会の終了後2週間以内に総会(総代会)終了届(様式第10号)に総会(総代会)議事録の謄本を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(役員及び総代に関する届出)

第8条の2 役員又は総代の選挙又は選任が行われたときは、組合は、当該選挙又は選任の終了後2週間以内に、役員選挙の場合にあっては次に掲げる書類を、総代の

第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、別に定める様式による一時理事の職務を行うべき者選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書を知事等に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人が法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、別に定める様式による一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書を知事等に提出しなければならない。

3 組合員が法第123条第1項の規定により、業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、別に定める様式による検査請求書を知事等に提出しなければならない。

4 組合員(準組合員及び準会員を除く。)が法第125条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による議決(選挙、当選)取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 [略]

2 法第47条の4第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を知事等又は局長に提出しなければならない。

3 法第47条の4第3項(法第92条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を知事等又は局長に提出しなければならない。

4 組合は、総会又は総代会の終了後2週間以内に別に定める様式による総会(総代会)終了届に総会(総代会)議事録の謄本を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(役員及び総代に関する届出)

第8条の2 役員又は総代の選挙又は選任が行われたときは、組合は、当該選挙又は選任の終了後2週間以内に、役員選挙の場合にあっては次に掲げる書類を、総代の



選挙の場合にあつては第1号に掲げる書類を、役員を選任の場合にあつては第2号に掲げる書類を知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 役員(総代)選挙録(様式第1号の2)、役員(総代)選挙投票録(様式第1号の3)及び役員(総代)選挙開票録(様式第1号の4)

(2) [略]

第8条の3 法第35条の2第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)ただし書の規定による認可を申請しようとするときは、役員等の兼職(兼業)認可申請書(様式第10号の2)に次に掲げる書類を添付して、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(代表理事等に関する届出)

第9条 組合は理事会の決議により組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)若しくは常務に従事する理事(以下「常務理事」という。)を定めたとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、2週間以内に代表理事(常務理事、参事、会計主任)選任届(様式第11号)を知事等又は局長に提出しなければならない。

2 組合は、代表理事若しくは常務理事が退任したとき、又は参事若しくは会計主任を解任したときは、2週間以内に代表理事(常務理事、参事、会計主任)退任(解任)届(様式第12号)を知事等又は局長に提出しなければならない。

(組合員からの請求に関する届出)

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に総会招集(役員改選、理事、参事、会計主任解任)請求受理届(様式第14号)にその請求書を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に解散届(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) [略]

選挙の場合にあつては第1号に掲げる書類を、役員を選任の場合にあつては第2号に掲げる書類を知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 別に定める様式による役員(総代)選挙録、役員(総代)選挙投票録及び役員(総代)選挙開票録

(2) [略]

第8条の3 法第34条の5第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)ただし書の規定による認可を申請しようとするときは、別に定める様式による役員等の兼職(兼業)認可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(代表理事等に関する届出)

第9条 組合は理事会の決議により組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)若しくは常務に従事する理事(以下「常務理事」という。)を定めたとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事(常務理事、参事、会計主任)選任届を知事等又は局長に提出しなければならない。

2 組合は、代表理事若しくは常務理事が退任したとき、又は参事若しくは会計主任を解任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事(常務理事、参事、会計主任)退任(解任)届を知事等又は局長に提出しなければならない。

(組合員からの請求に関する届出)

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集(役員改選、理事、参事、会計主任解任)請求受理届にその請求書を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 解散及び代表清算人の就職に係る登記簿抄本

(3)・(4) [略]

(5) 解散時の組合員名簿(様式第15号の2)

2 [略]

(代表清算人の就職届)

第14条 組合は、法第124条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく、代表清算人の就職登記を行い、その登記終了後、2週間以内に代表清算人就職届(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 代表清算人の就職に係る登記簿抄本

(2)・(3) [略]

2 [略]

(財産処理方法の届出)

第15条 代表清算人は、法第75条第1項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に財産処分方法届(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登記に関する届出)

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した登記完了届(様式第18号)に当該各号に定める書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 設立の登記をしたとき。 登記簿謄本

(2) 合併の登記をしたとき。 登記簿謄本、合併に伴う事務引継書及び事務引継ぎを証する書類

(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合を除く。)。 登記簿謄本

(4) 清算結了の登記をしたとき。 登記簿抄本及び清算総会議事録の謄本

(諸届)

第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 事務所を新設し、移転し、又は廃止したとき。 事

(2) 解散及び代表清算人の就職に係る登記事項証明書

(3)・(4) [略]

(5) 別に定める様式による解散時の組合員名簿

2 [略]

(代表清算人の就職届)

第14条 組合は、法第124条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく、代表清算人の就職登記を行い、その登記終了後、2週間以内に別に定める様式による代表清算人就職届に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 代表清算人の就職に係る登記事項証明書

(2)・(3) [略]

2 [略]

(財産処理方法の届出)

第15条 代表清算人は、法第75条第1項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登記に関する届出)

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 設立の登記をしたとき。 登記事項証明書

(2) 合併の登記をしたとき。 登記事項証明書、合併に伴う事務引継書及び事務引継ぎを証する書類

(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合を除く。)。 登記事項証明書

(4) 清算結了の登記をしたとき。 登記事項証明書及び清算総会議事録の謄本

(諸届)

第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を知事等又は局長に提出しなければならない。

(1) 事務所を新設し、移転し、又は廃止したとき。 別

<p>事務所新設（移転、廃止）届（様式第19号）</p> <p>(2) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 事業休止（開始）届（様式第20号）</p> <p>(3) 破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。 破産手続開始申立（決定）届（様式第21号）</p> <p>(4) 法第11条第1項第14号、第87条第1項第14号、第93条第1項第9号及び第97条第1項第10号の規定による団体協約を締結し、又はこれを解消したとき。 団体協約締結（解消）届（様式第22号）</p> <p>(5) 法第24条第1項（法第92条第2項、第96条第2項及び第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による専用契約を締結し、又はこれを解消したとき。 専用契約締結（解消）届（様式第23号） （監査の報告）</p> <p>第18条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査したときは、監査の日から2週間以内に監査報告書（様式第24号）に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><u>に定める様式による事務所新設（移転、廃止）届</u></p> <p>(2) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 <u>別に定める様式による事業休止（開始）届</u></p> <p>(3) 破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。 <u>別に定める様式による破産手続開始申立（決定）届</u></p> <p>(4) 法第11条第1項第14号、第87条第1項第14号、第93条第1項第9号及び第97条第1項第10号の規定による団体協約を締結し、又はこれを解消したとき。 <u>別に定める様式による団体協約締結（解消）届</u></p> <p>(5) 法第24条第1項（法第92条第2項、第96条第2項及び第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による専用契約を締結し、又はこれを解消したとき。 <u>別に定める様式による専用契約締結（解消）届</u> （監査の報告）</p> <p>第18条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査したときは、監査の日から2週間以内に<u>別に定める様式による監査報告書</u>に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第24号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。